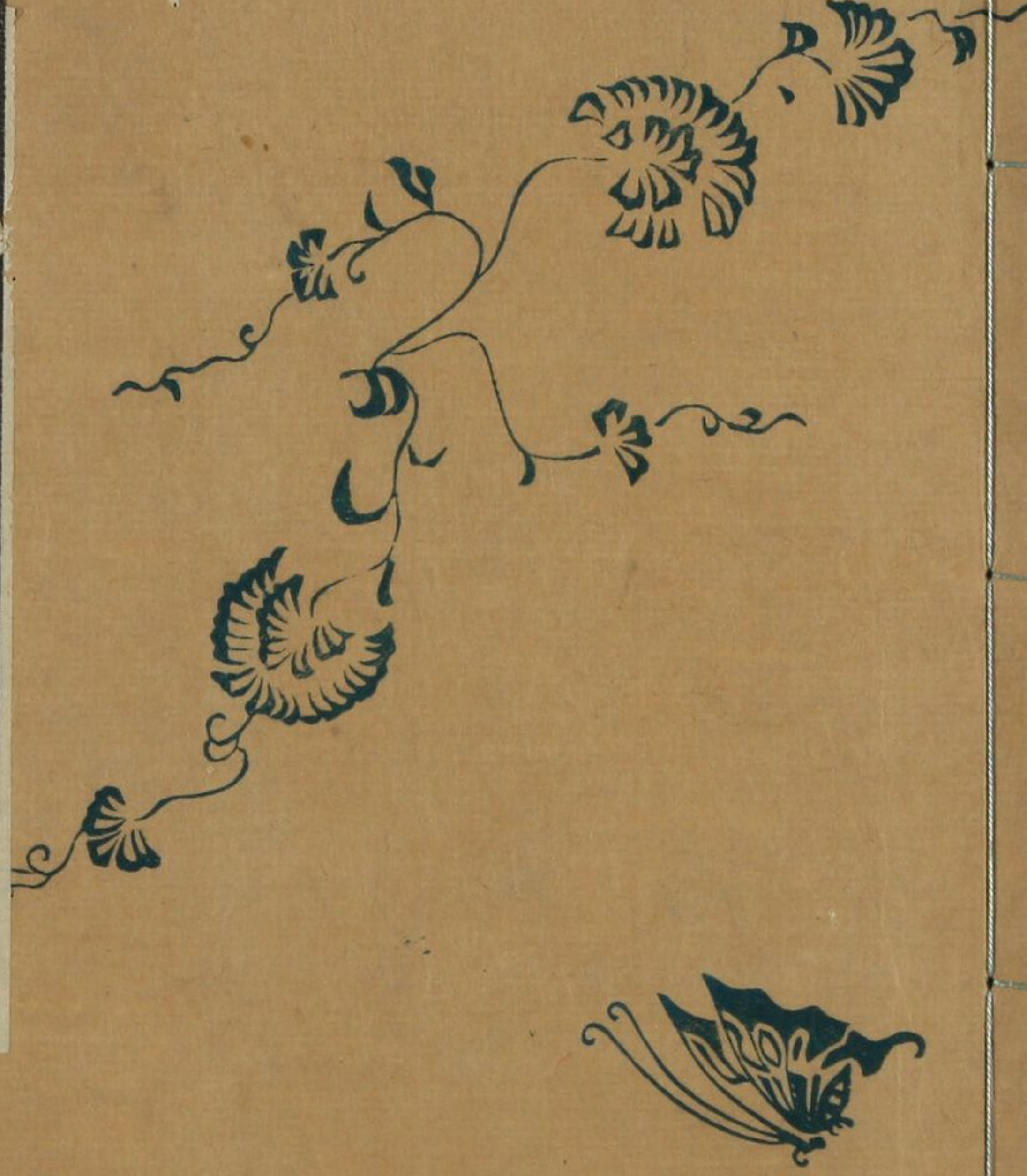


標註職原抄校本

下之本





卷一の官八省及その被管を
載せ下卷の八省に拘るぬ孤獨
官武官捧物諸國外武官を舉

る其内にて文官の除授ハ式
部掌り武官の除授ハ兵部掌

彈正臺ハ和名抄云太々須豆加

佐

糾彈の事ハ臺の自由也彈正式

ニ凡基奏彈事者不經太政官

而直奏聞とあり此ハ公式令の

奏彈式ニ彈正臺謹奏云々聞

御書と見えて舊くより直奏

の例也

近代其職掌云々檢非違使端ニ依るコ天長年中ニ使廳を始て置れるより也然ともこれハ疑キ事あり檢非違使

端ヨリトテ天長コまれいつコまれ近代臺の職の使廳ニ移れる事ハ論ナ古ハ追捕の事ハ衛門府糾彈の

事ハ彈正ト別れしニ使廳出來てより追捕糾彈共ニ使廳の職トナリ其後ハ衛門ハ禁衛彈正ハ巡檢の事ヲ掌り

洛中巡檢ハ彈正ハ後世也也ヨリ目付役あるゆゑニ常ニ巡檢なる職貞令コ尹一人云々彈奏内外非違義解コ内

者左右兩京外者五畿七道ト云々大忠一人掌巡察内外云々義解コ内者宮城以内外者左右兩京ト云々尹の職

掌ト不同ハあれ左右兩京コあつる事ハ尹も忠もあり尹ハ彈奏とのみあれ忠は巡察ト一事を彈て奏する也その

標注職原抄校本卷下

彈正臺

唐名御史臺又云
霜臺又云憲臺

掌糾彈事近代其職掌移于檢非違

使廳至中古於洛中巡檢猶勤之當

時已絶



内ハ兩京の... 諸國より... 蓋シ移を以て申送れる非違もある... 忠ハ自ら京内を巡察してを尹ニ申シ彈奏せしむなり
 公武令の奏彈式ニ彈正尹姓名とナリ尹のミと載るるは彈奏ハ尹のミの職なるを知ヘ然とも弼ハ掌るる尹ノ同ノミカ
 未ニ死尹若弼以上可奏也同職掌故也忠以下不合とあり忠ハ弼ノ巡察のミ也此抄ニ其落中巡檢猶勤之とあるハ今條
 にてハ忠以下の巡檢也彈正式ニ凡京中弼以下毎月巡察とあるニ依るハ式以來ハ弼も巡檢するといふハ今條にてハ弼ハ尹の貳
 にて彈奏すあつれと後ニのく巡檢するヤニちれるなり... 元弘乱後ハこの巡檢も已ニ絶つり也
 多任親王云々官位令集解の或問ニ親王三品四品云々得任彈正尹京職長官等乎答此令云官位相當之法依行守文上下即知
 得任死障これ依るときハうけりて
 任せりて定まれるハあつれハ續紀
 以後より親王とも任せりれりて見ゆ
 或又納言以上の又字板本大ニ作れり納
 言とのあるハ大中をこめり即親
 抄ニ大中納言無之とある者ヘ
 勅任之官ハ諸官ニ勅任委任判任あり
 位階も勅授奏授判授あり尹ハ
 選叙令ニ依る勅任なり
 為顯職ハ顯要の職なる也西宮
 記車礼ニ三省丞連大臣以下不下以
 筋令出見彈正同之とある即忠のと
 也三省丞ニ非テ顯職あるを知ヘ
 多及地下ハ官職秘抄ニ公達諸

尹一人 相當從三位 元從四位上 改

多任親王或又納言以上兼之勅任

之官也頗為重職

大弼一人 相當從四位下 元正五位

少弼一人 相當正五位下

殿上四位五位官也為顯職近来多及地下無念之儀也

大忠 相當正六位上 唐名侍御史

少忠 相當正六位下

六位諸大夫同侍等任之相當已高之上顯職也近来為勅負尉下官也 不叶理歟

大夫任之ハ諸大夫の也但同抄ニ於大弼者三木或兼之好古有國等也又諸官權亮兼之惟範是也

相當已高之上八省ナリ大正六位下少丞從六位上ナリとこの大忠少忠ハ彼より一階高

勅負尉下官ハ左右衛門尉にて使宣言を蒙れる人と勅負尉と云にたい使宣言を蒙りても尉ハ相當大從六位下少正七位上ナリ忠ハ大正六位上少正六位下也既ニその位尉よりハ忠の二階高然るニ勅負大尉ハ當職より叙爵してやうて受領ニ任任彈正の大忠ハ當職より民部丞ニ轉してて叙爵して後受領ニ任もその相當ハ尉より高してその昇進ハ尉よりナリ故ニ下官といひ不叶理といふものなり

大疏 唐名御史錄事

少疏

左京職 唐名京兆又馮翊

掌京中事昔者宅地以下悉京職之所知也近代移于檢非違使廳

大夫 相當從四位下唐名京兆尹

四位已上任之或為公卿無官

權大夫

左京ハ右京ニ對シ稱朱雀大路より東を左京西を右京といふ京宇三サト訓も天子のおくまを御里の義なり和名抄比多利乃美佐止豆加佐京中とハ左京中のことなり宅地以下職負令の職掌ニ田宅雜儀とて京式ニ凡大路建門屋者三位以上及參議聽之とあり宅地を掌るゆゑなり以下ハ職負令所載戸口租調倉廩器仗其外の數箇の事ともあり

四位殿上人諸大夫並任之於諸大夫者為抽賞之儀

亮 相當從五位下唐名京兆少尹

權亮

五位諸大夫任之雖六位又任之相當五位也不可准自餘頗為重職

大進 相當從六位下唐名京兆司錄

少進 相當正七位下

不可准自餘自餘ハ諸寮の助なり寮助ハ正六位下にて此亮よりハ二階卑

六位侍任之

大屬

相當正八位下
唐名京兆錄事

少屬

相當從八位上

東市司

唐名市署
掌市事

正一人

相當正六位上
唐名市令

諸道五位六位及院主典代藏人所

出納等任之

佑

相當從七位下
唐名市丞

常不任之

令史

唐名市錄事

右京職

同左京

西市司

同東市

東宮

唐名龍樓又鶴
禁又銀榜

東宮春宮是一也然而傳學士此為

東市ハ西市ニ對シテ稱左右京ノ七條ニ
市町あり是を東市西市トシ市式
ニ凡毎月十五日以前集東市十六日
以後集西市ト見えて上十五日ハ東市
ニて賣買ト下十五日ハ西市ニて賣
買ト凡そあき人の集會の時刻
ハ關市令ニ凡市恒以午時集日
ハ前擊鼓三度散トありその肆の行
名ハ東市ニてあきなり品西市ニて賣り
カハ物別なり市式ニ隱數東市ニ五十
一西市ニ三十三ありて隱ニ陳ニ品物
ニトクニ民生日用の物ナリぬハナリト

此を以て後世市隱ニ稱高ク品物半
ハ玩弄死益の具多クも之を以て
依テ當司ニ於テ財貨の真偽を正
一價直の高下を定めテ罪人を
決罰也

諸道五位六位とある諸道の内こと
一算道を擧げたり一主典代出納
等ニハ市司ニヤセ何官ナリナリ

院主典代云々仙洞の事ハ古ハ天子御生
涯御位ニ居玉ひて脱履の御事ナ
一故ニ院の官人トてハふきなり大
宅令制春官坊ありて院の元ニて
知一後世脱履の君ニハ時ハ院ニ
奉仕の官人ありん事并ども然然ト
ト今ニ載らざるゆゑ名目ナリ
故ニ諸官ニて主典ニ當リ主典代
ト云あり

出納の事藏人稱
東宮ハ太子の言天子御在所の東ニあ
るゆゑの名あり也東ニ置ハ東と震

と易く於て震長男の卦なりハ
春宮とハ左傳正義ニ四時東為
春といふ如し
坊官とハ春宮坊の官なる也

唐朝云、唐書云太子大師大傳大保各
一人從一品掌輔導皇太子云、少師
少傅少保各一人從二品掌曉三師
德行以諭皇太子奉太子以觀三
師之道徳とありこれ依る三師三
少も太子の輔佐なり細くいハ三少
太子に昵近して三師の道徳威儀
を太子に示諭しこれ習ひむらり
故に三師ハ嚴くして外三少ハ親くして
内也たとハ常人の父ハ外母ハ内なる
如し
勅任のこ上より
雖為正四位上云の雖字解く七
省の御正四位下左右大弁從四位五衛府督
五位なりも重職なりゆゑ勅任也選叙令

こもまてこれの諸官よりハ二階高
くて太子の輔導を掌る官の勅任なり
ややハあへき雖字衍して為正四位上
勅任官と讀へき
賴實公の三字一本小書し此公ハ大炊
御門の祖經實公の後よて上御門院
の中宮麗子の父也公卿補任を考る
正治元年に任太政大臣建仁二年兼東宮
傳元久元年太政大臣を辭して東宮傳
ハ如元仁を前官大臣任之といひの也
才徳ハ學才と道徳と也但才と徳と分看
はつた才と内二音ハつたこれと徳といひ
徳と外二音ハつたこれと才といひ
儲君ハ太子也後世いまも立坊も一ハぬ一
御子を儲君といハ實ハ誤也難義云い
まも坊も立ふハぬと抑て儲君と申人
侍らう也近代世零落して立坊のまも
も及ハぬゆゑ第一の親王と東宮と世
して諸君と抑て申ハ甘んじ事也云此抄の説を正しといひ
唐世置詹事府云史記孝景本紀注ニ應劭曰詹省也給也言給事太子左右春坊宋職源云北齊有門下典書二坊唐龍朔中改門下坊曰春坊改典書

東宮官大夫以下為坊官古來如斯

傳一人 相當正四位上
唐名太子大傳

唐朝太子有大師大傳大保又有少
師少傳少保本朝只置傳一人相當
雖為正四位上勅任官也尤為重為
三公之人兼之大納言無任雖多先
例中古以來邂逅也又前官大臣任
之中山前太政大臣賴實公也非常

儀

學士二人 相當從五位下
唐名太子賓客

譜第儒者有才徳者應其撰依為儲
君之侍讀也古今重之

春宮坊 唐名春坊

唐世置詹事府以統衆務又置左右
春坊宮中事一向坊官之所掌也

唐世置詹事府云史記孝景本紀注ニ應劭曰詹省也給也言給事太子左右春坊宋職源云北齊有門下典書二坊唐龍朔中改門下坊曰春坊改典書

坊曰右春坊云々通興二詹事府統衆務
左右春坊領諸局

執柄息及の及字類本と以て補小任官勘
例二春宮大夫兼中納言例二条殿と
あるは中納言以上の兼任とふ重
三人なるを知へ

坊中事云々と大夫坊中を管領して春
宮の政を太子に奏しまた宮人の考叙
を校定して中務に送る職責令二掌
吐納啓令宮人名帳考叙とあり

猶不為可秘抄二中納言三木任之散三位
例有とありこれ諸大夫たりとも納言な
らん何の可なりたる事ある然らば不
為可とハ推后たるの理をのたまふも
のなり

不入望者の有下古本皆才字あり桃華本
才字なり印本これハ從ふ印本のまゝにて
可然秘抄二可補藏人頭者任之仍殊
撰入

權亮ハ華族を以て任して却て正亮ハ
名家を以て任するなりやれども名
家ハ并言より任之諸公事に剛たるゆ
ゑなり華族ハこゝ經歷のこめりなり
也故に權亮と云

名家五位云々秘抄云名家諸大夫任之
登極之時多可補五位藏人之故也

禁中職事ハ藏人也

大夫一人

相當從四位下唐名太子
詹事又太子少尹或端尹

執柄息及大臣子孫為大中納言人
兼之諸大夫之納言已上無拜任之
例坊中事大夫管領也

權大夫一人

同前但諸大夫納言有兼任之例猶
不為可也

亮一人

相當從五位下唐
名太子少詹事

名家四位有人望者任之坊中事亮
一向所奉行也

權亮一人

華族中少將兼之

大進一人

相當從六位上
唐名詹事丞

權大進三人

名家五位任之尤可擇其人也大進
奉行宮中諸公事如禁中職事仍非

器用者不任之

少進一人 相當從六位下

權少進

名家六位此登極の時藏人に補す
き者なり

名家六位任之或雖五位猶帶之

大屬 唐名詹事錄事

少屬

院主典代官史生等中為重代者任之掌坊中雜務故也

主膳監 唐名典膳局

正一人 相當正六位上
唐名典膳郎

令史

主殿署 唐名典設局

首一人 相當從六位下
唐名典設郎

令史

主馬署 唐名廐牧署

首一人 相當從六位下
唐名廐牧令

令史

主膳主殿主馬等ハ職負令ニ依テ
延喜式和名抄拾芥抄の如きハ無
一板本佐を加テハ非也今類本ニ依
て之れを除ク

膳部之家ハ高橋氏のことなり上卷
内膳司余あはせ考へ

望補の補字一本任工作

坊中之沙汰ハ春宮の諸官を禁中にて
任まらざるを坊官除目といふ藏人非藏
人ハ坊官除目をかゝる春宮より
これと補きりせり

被補之の被字古本を以て補ふ

日下藤ハ當日殿上出仕の人の内そ下
薦の極まる者なり

如禁中ハ禁中にて六位藏人殿上の下
薦也四人日と分て勤仕を東宮にて
も藏人殿上する内の下薦にて禁
中の藏人の如しとせり藏人爲と
あはと見て知へ

帯カハ多知波支と訓む古今集詞書
これとさきの陣とあり帯カハ舎人の

内より撰ハ軍防令ニ五位以上子
孫年二十以上見死役仕者申太政官
檢簡性識聰敏儀容可取充内舎人
以外式部所狀充大舎人及東宮舎人等春
宮式ニ凡坊舎人六百人帯カハ舎人三十八人
此中取藤子孫及位子とありこれに依り帯カハ三十八なり

自公家ハ朝廷よりいへん如く公家ハ私家に對する稱也
興傳ニ政出多門權去公家ニ朝廷の事也
長二人云々の廿三字板本脱き古本を以て補ふ昔者源平武士云々の昔者ハ中昔の事也長と先生といふ木曾先生義賢にのみこれなり木鳥
ハ假字也部領の義也即先生の次なり左衛門尉を兼ると右木鳥といふその次を脇といふ即木鳥の側より并義
その次と連といふ即木鳥脇と連の義也

齋宮和名抄ニ以豆岐乃茨夜と訓り伊勢多氣郡あり崇神紀ニ六年以天照大神託齋齋入姫命祭於倭坐建也といふこれ齋王の始也
共伊勢ニ御鎮坐ありハ垂仁の御代の事
て彼國ニ齋宮の建たり始の齋王倭姫
命なり但齋宮記ニ自齋齋入姫命至并
子内親正凡七十五代御任云々と見えこれハ
齋齋入姫より數ふこと論じ續紀大
室元年齋宮司非齋齋屬官推長官と見
えてこれにてハ司なりとて齋と
りて續紀ニ推長上と推字を用は

膳部之家ハ高橋氏のことなり上卷
内膳司余あはせ考へ

主膳者膳部之家任之但近代不必
任之内膳司即兼知坊中御膳之故
歟主殿主馬者重代侍等所望補也
此外坊中有藏人非藏人是坊中之
沙汰也重代諸大夫被補之藏人者
勤仕日下薦事如禁中仍撰其人也
又帶刀者撰重代侍補之自公家被
補之也昔者源平重代武士多補之

長二人近來一人先生是也連廿人
此内木鳥左右各一人

伊勢齋宮寮

頭一人 無權官相當
從五位下

四位五位殿上人若諸大夫任之

宮寮官人二百二十一人と見えたるは
 其の盛なり一事を知一齋言式
 凡天皇即位者定伊勢太神宮齋王
 仍簡内親王未嫁者卜之と同式
 凡齋内親王定畢即卜宮城内便
 所為初齋院被禊而入至于明年七
 月齋於此院更卜城外淨野造野官畢
 八月上旬卜定吉日臨河被禊即入野宮
 自遷入日至子明年八月齋於此宮九
 月上旬卜定吉日臨河被禊入於伊
 勢齋宮と見えたり當寮即その齋
 王の為に置く所にて被管は舍人司藏
 部司膳部司炊部司主神司酒部司
 水部司殿部司掃部司來部司藥
 部司等ありこれ神龜五年の格にて令集解に見ゆまに延喜式に門部馬部の二司を載りこれと合て十三司也かく嚴なる事
 坂土師の赤詔記に齋宮にまかりぬ古の築地のおくはほえて草木の高き所あり鳥若八側て朽のうけ柱の道は横とせむ
 を入はるもかくまをひは伏木との見て過なま一齋宮と申は絶て久きわとむを近此再興あり一風情

助 相當正六位下

權助

大允

少允

大屬

少屬

野の原のどかへあつた露と志どけうの野宮の名の残して齋
 宮の御下もゆふは神慮のうけおりのね政なりこの時こそ思ひ合を侍りつとあま其後の事ハ推量
 知る一
 頭秘抄云可然達任之若元其人者雖諸大夫被撰入若雖為六位直載從五位下由
 賀茂云伊勢天子之御氏神なり故
 二齋王の事を此子内親王と宣命
 二ハ賀茂天子の御産土也故
 遷都以後の崇敬一ハ是依
 伊勢二擬て齋院を置て欽監陽抄
 二齋院弘仁九年戊戌五月始置之
 有智子内親王為齋院と見えたり
 本朝月令弘仁格云新置齋院司官
 位職直事とありて長官次官判官主
 典と載きこれに被管ハ見一ハ齋宮
 二ハ省界也とのト定ハ齋宮二同
 齋院式二凡定齋王畢即卜宮城内便
 所為初齋院即先臨川頭被潔入す
 凡齋王於初齋院三年齋畢其年四
 月始將齋神社云歸便留野宮と見
 えてこの後ハ外遷り事ハなり

賀茂齋院司

相當從五位下

長官

同上

次官

判官

主典

野宮即齋院也紫野のあゆみ野宮といへり齋院の原初かの如くなりと云一説あり本朝月令に嵯峨天皇與平城天皇有隙不務于時嵯峨天皇祈禱有感初奉齋王この事諸書に見ゆれどもたゞの崇神紀六年に天照大神を尊齋入姫命に託て倭造建邑を祭とすこれ氏神なりと云倭大國魂神を尊名城入姫命に託て祭とすこれ産土あり然るに大國魂の云ハ奈の地日本紀に託て記す大倭神社法進扶に云々市磯邑を祭とす後改て大倭邑といふ見ゆれどもたゞの崇神紀六年に天照大神を尊齋入姫命に託て倭造建邑を祭とす奈と云はして齋王と云ふ一考名城入姫命に託て祭とす今京遷都ありて後この故實よりて始まる事もあらんといふ有隙の事ハこの故實を知りて起る浮説なりん故

修理ハ令外あり續紀大室元年七月戊戌造
官官准職云この時この官中宮大膳
等の職を准りたる然とも同紀和
銅元年三月正五位上大臣宿祢手
相為造宮卿となりて宮内卿の下彈正
尹の上と載され職を承りて八省の如
く同紀同年九月以正四位上門陪
朝臣宿奈麻呂從四位下多治比真人池
守為造平城宮司長官と見え次
に次官大匠判官主典等あり同
紀同二年九月造宮大丞從六位下
菅原寸宿奈麻呂その後恭仁京
と營をよつて天平十三年九月
以正四位下智智王正四位上巨勢朝

修理職

唐名匠作掌宮
中修理事

大夫一人

相當從四位下
唐名匠作大尹

四位已上任之或公卿任之

權大夫一人

四位五位殿上人任之或諸大夫任

之頗規模也

亮

相當從五位下
唐名匠作少尹

權亮

諸大夫任之相當五位也然而六位
又任之諸司四分中頗為重歟大膳
左右京修理之外無當五位之四分
然而近代以左右京為重其次修理
其次大膳也但大膳亮頗劣也

臣奈麻呂二人為造宮卿同十七年五月
造造宮輔從四位下奈公島麻呂令掃除
恭仁京これの官名より造宮ハ省して
職なり以後紀延曆十八十二月贈正三位行
民部卿兼造宮大夫和氣朝臣清麻呂亮
云々あるハ職の官名なりりハ大室元年
に准職の云ハあつたれども不舊の云々
て官名ハ改まらざりて延曆の長岡新都
の云々官名も職も改りてん次類史
に延曆二十五年二月并木工寮に見ゆこ
の時すては新都の造營事をさすに依
てなりとの後木工寮の云々ハ宮城破壊
の時繕補にわたりて修理職を置
られたるも史に始置の年月の成り故
に今知まらざり類史弘仁九年七月に
定修理職史生八員とあり此号の所
見の云々ハ也三代格寛平三年八月
の官符に太政官去延曆十五年七月
廿四日下民部省符你造宮職官位宜
推中官職又弘仁九年七月十九日符你

修理職官位馬料季祿等准廢造
官職者この文を以て修理職の古の造
官職と同じを知らず一考注に掌官中

修理し即破壊を修理の義と知
へ一和名抄平佐女豆久留豆加佐玉

葉嘉應元年正月左大將云修理太
夫訓讀如何答云北山之所注修納官

云余按之尚納作官也見資仲抄
勘解由使の監臨抄云天長元年始置之

と見ゆこれより延暦十六年九月
參議藤原内麻呂勘解由長官管

野真道次官紀廣演判官なりし事
公卿補任に見えてその後大同元年

閏六月廢勘解由使と後此にあ
り是當月觀察使を置けり依て

ざんん於てハ勘解由ハ昔人逸習
のより前官の人任中公事の雜急

なくまに任中公物の欠負も多れハ
新官より解由状を與ふ使ハ即

その状に依怙相違ハちと致と勘

は官より觀察とハ政事の善惡官人
の行迹を觀察しることと勘と觀察

と其の義相似るかうと彼典れハ是廢
するハ理ありたり天長元年より再ハ置

れてよりハ常職となりし監臨抄ハ
常職のこの始置を舉ぐるりのり

類史云長官二員判官三員主典三
員史生八員と也三代格云天安元年

元正六位今定從五位下判官元正七
位今定從六位下主典元從八位今定

從七位下

大進 唐名匠作丞

少進

六位侍任之

大屬 唐名匠作録事

少屬

算師 唐名匠作計史

勘解由使 云勾勘是強非
官名取義歟

長官 相當從四位下

四位已上任之多者參議二位二位

任之

次官 相當從五位下

名家五位任之頗為顯官仍一向地

下諸大夫等不任之

判官 相當從六位下

六位侍任之但聊堪右筆者所望任
也為顯職故也凡顯職者無指事之

於今者云々と衛門の警衛を掌りし
罪人を追捕は然るに兵權武家に移
後、彼二事共武家の掌る所とされ
り依之今に於て、衛門ハ沙汰及ハ

鑄錢司ハ常置の司ニあり、錢を鑄る
時ニ臨て置る故ニその所ニ定るは周防
長門或ハ河内等その外所見多し國
司と同じく秩限の年數あり三代拾載
ハ司を置れ、於持統紀八年三月直
廣肆大宅麻呂勤大貳臺八島黃文
本實拜鑄錢司これ也然共此時ハ
まに長官次官判官主典の四等の
別ハあり、まに續紀文武三年十
二月始置鑄錢司以直大貳中臣意
美麻呂為長官、此司のより、あ
ら官のより、めをいへるの歟、既長官

あり、次官以下のあり事、知へ
類史弘仁九年三月、長門國司を鑄
錢司とより、その時の直長官次官判
官各一人主典三人鑄錢師二人造錢
型師一人史生五人なり、これを以てそ
の貞の大概と知へ、續紀和銅元年
に催鑄錢司を任る、是より、鑄
錢司ハ諸國にも置れる、と知へ、
催字諸國の鑄錢を專催す義也同
年八月、河内鑄錢司官屬推察こ
ね、いざ、とて、諸國の司の察、同一
と知へ、天平七年閏十一月、更置
鑄錢司、これより、以前廢せられ、
依て、まに置れる、欽同九年十一月
加史生六員、通前十六員、これに依て
ハ、始め五員との後、まに五員加て、十員なり
、まに、今度、まに六員加へられ、るなり
延曆元年、司を罷らる、と九年、司復
置れる、以上、續紀の所見也、十七年
十二月、加史生二員、と類史、あり、同書

輩拜任無念之義也顯職者外記官
史式部民部丞彈正忠勳解由判官
等也左右衛門尉猶雖為顯官於今
者不及沙汰

主典 相當從七位下

鑄錢司

近代常不任之可任者官外記諸道
中當其仁歟

長官

次官

判官

主典

修理宮城使 左右

使

辨官兼之多者左右中辨兼任之

判官

弘仁七年、廢一、九年、以長門國司
 為鑄錢司、この時の官負上は舉れ
 り、その後、中、衰へて終、此政行
 ば、ぬ、や、ふ、さ、う、り、西宮記改錢事
 召能書者於陣頭、令書其文字、奉聞
 給、祓物所、彫定、訖、副官符、下、給、鑄錢
 司、畢、其、後、所、鑄、進、新、錢、一、千、貫、文
 許也、解文奏聞之後、先被奉神、社
 佛、寺、次、勘、定、例、給、諸、司、所、々、等、次
 又、勘、定、御、料、并、一、院、三、宮、親、王、女、御
 更、改、女、官、等、給、法、次、定、吉、日、下、宣、上、旨
 於、大、藏、省、當、日、大、藏、省、運、置、件、錢
 於、南、殿、前、櫻、樹、東、頭、任、見、參、召、給
 之、親、王、公、卿、從、陣、坐、二、々、進、出、就、勝、突
 取、手、鑄、錢、一、貫、文、一、拜、退、次、諸、大、夫、入
 自、日、華、門、隨、召、就、勝、突、取、錢、一、拜、退
 出、其、數、各、有、例、之、鑄、錢、の、大、概
 を、こ、の、一、天下の至宝を一人の私藏
 び、は、ま、は、く、公、卿、等、に、頒、ち、ま、し、史、記
 平、準、書、の、索、隱、に、錢、本、名、衆、言、傳、之

官吏常兼之

主典

造寺使 東大 興福

長官

東大寺者大辨必兼之興福寺者南

曹辨兼之

次官

判官

東大寺者一史兼之

主典

可任者官外記云、こ、ハ、鑄、錢、司、を、置、て、官、人
 を、任、ま、す、こ、ハ、官、外、記、云、こ、ハ、兼、一
 一、と、な、り、此、司、より、以下、藏、人所、ま、て、ハ
 一、ふ、他、司、より、兼、る、職、也、その、意、を、見、こ、ハ、故、に、相、當、り、これ、を、辨、物、と、し、又、位、署、の、書、式、に、官、位、の、上、に、お、け、
 修理宮城使の始置詳あり三代格天長元年の官符、左右坊城使あり坊、京内諸坊城、ハ、宮城、を、て、大内の外郭、又、左右京の坊門、を、修
 理の職、を、ん、欽、左右と分置、を、れ、る、こ、も、外、重、より、京、中、の、事、ま、て、の、如、く、お、も、る、使、と、し、又、こ、も、宮、城、以、外、に、あ、つ、る、こ、も、一、修理職、ハ、大、工、と
 共、中、重、以、内、を、掌、り、外、重、以、外、ハ、坊、城、使、の、任、を、り、ん、續、後、紀、兼、和、六、年、三、月、修、理、宮、城、使、左、右、各、二、員、今、者、定、置、各、一、員、宮、城、使、の、号
 一、に、至、て、始、て、見、ゆ、これ、決、て、坊、城、使、と、同、官、な、る、へ、ま、い、つ、改、名、を、れ、ん、所、見、な、り
 造寺使ハ、東大興福の二寺と造る使局也東大寺ハ天平十五年より起て創建せられたり光明皇后の業願あり興福寺ハ和銅三年に
 淡海公建立也故藤原の氏寺とて造寺使の号此二寺の二に限るあり書紀に造高市大寺司續紀に造藥師寺大夫造西大寺長官
 な、り、此、外、も、見、え、る、う、ち、後、に、な、り、て、は、た、二、寺、の、使、の、こ、の、名、目、殘、り、
 南曹辨ハ、勸學院より出身したる辨の事、を、て、即、藤、原、氏、の、人、の、辨、官、と、な、れ、る、と、り、ま、る、ハ、此、院、に、藤、原、氏、の、學、舎、な、れ、ハ、此、處、より、出、身、し、る、ハ、藤、原、氏
 の、人、也、南、曹、と、ハ、大、學、の、南、を、あ、ら、う、り、て、り、ま、り、三、代、格、曰、勸、學、院、二、區、在、右、京、三、條、一、坊、贈、太、政、大、臣、正、一、位、藤、原、朝、臣、冬、嗣、去、弘、仁
 十二年所建立即為大學寮南曹と見ゆ
 一史ハ、左大史の上首、を、て、即、小槻氏の帯
 一、史、と、ハ、左、大、史、の、上、首、を、て、即、小、槻、氏、の、帶
 防鴨河使ハ、ウカシと訓む秘抄に防河

防鴨河使

使と鴨字を省けるハ訓よりわづらひなり
是を以てハウカなるを知へ一ニ代格ニ天皇
元年の官符ニ此号見也新儀式曰若可符
防河事臨時定補其使長官一人多是
以左右衛門權佐帶檢非違使者任之
判官二人主典二人令行其事又諸卿相
率令巡檢損所奏聞之霖雨之
て洪水の時補きく官也夫木集之家
長かも川をよそく司も心とよつこつら
いこつれの比

春秋除目の事上卷より

大間ハ間を廣くあけ置て官を任じり毎
ここの官人の姓名を書入る奉物なり除
目ハ三夜行ハ内たとハハ長官次官判
官主典の中第一夜ニ長官を任すハ
ハハの長官とその省察の所ニ書加て次
官判官主典の應ハ間を除きて書載
えん次の三夜三夜をまろ外記録闕官ハ外

記兼て預め諸司の中の闕官を抄録すこれを闕官帳といふその闕官帳より第一夜ニ任す官ニ三の夜ニ任す官と執筆の許して別々ニ抄
しるを寄物といふ執筆この寄物に依て任すはるを大間ニ書取らる也故ニ大間と訓へ外記の取らるは執筆の取らるること也まじハ

録闕官取大間といひてハあまのふ首を

過て文義通といハ江次第等とあまをて
飲もその式と曉へ

施藥院の施字省きて讀ぬ例也捨芥抄ニ唐

橋南堂町西とあり當院の起原といふ續紀
天平二年四月始置皇后宮職施藥院令諸
國以職封并大臣家封ナ庸物價買取草
藥每年進之とありこれらこの皇后宮
藤原光明子のことナ

因ハハ種の唐名を司儀令といハ典司司儀
令掌凶礼之儀式及供養葬之具とありこ
依て職負令なる養儀司ニハ當然と養
儀司廢きて後この職この院の所帯と
なれりなり三代實錄貞觀十七年正月令
泉院火右衛門火長大原雄廣麻呂振勵
撲火墜燄而死給殯料令施藥院送
かくこの院ニ葬儀を掌ると看へ一學者
口をひらひらなりハ唐名配當の非を説く

然とも古人の附記まゝに深意なきことありハ一概ニハハハ

醫道云十四字古本ハ一類大字といハ今これハ併補字校本に依るまゝ類本に依て改む訓要云使をかこむ醫師の先達の官也雅忠以後丹家相

使

廷尉佐必兼之

判官

同尉志等兼之

主典

已上除目任之春秋除目悉所載
大間也外記録闕官取大間矣

施藥院使

使 司儀令

醫道四位以下補之為彼道重職也

判官

主典

件職往古藤氏長者宣也近代勅
補歟但不載除目宣下官也

傳の職也云々彼道重職なり依てかゝるは

藤氏長者宣也ハ光明皇后の族願て出来たる當院にハ皇后の氏族よりこれを管領せんこと然るへと理かり藤氏長者とハ攝關を以て故

官人しむねと藤氏を用ふる太政官式凡施藥院別常用藤原氏一人外記一人女とあると知へ

言下官ハ除目の時ニ舉任を依りて別ニ宣下を補する故ニ大開載を以て板本檢非違使の前ニ別行ニ掲出す今古本ニ從上但古本ハ近代以下四字ナ

へてな一恐らくある方然へん欽此使の云々以檢非違使以下に宣下官なれとこれハ藤氏長者宣なりハ後ニ勅宣となれり依て殊

そのよとていざる贅言ハあり

檢非違使ハ檢非違法之事ナリ也故

聽禁色勅授帶劍牛車輦車等の宣旨

ニ宣下此職ニ知りて後より人ニ聽

大所乃勅負廳ハ勅負武官の惣名也然も

二ハ左右衛門府を以て使の官ハ衛門の官

人より兼りて別ニ補するれりゆゑ日本

所乃勅負廳也といへりさるハ衛門也

非違を檢する職也左衛門府式ニ凡檢故

左京非違者云々見也故左衛門府を本

天長年中初置之文德實錄兼和三年十

一月の件也其世書主の傳ニ弘仁七年二

月為左衛門大尉兼行檢非違使事と

あるに依りて當時既にこの使あり但使ハ

かく弘仁よりありといへも廳ハ置れず

本所の勅負の府より其事を行りの

らん天長年中初て廳を置れり是此

抄ニかく書むるに拾芥ニ天長七年置

此局とあると考へ合は

唐虞代皋陶為士ハ唐堯虞舜の時代を

おかしきといへり書經舜典ニ皋陶

夷猾夏寇賊姦尤汝為士これなり士

ハ注ニ馬融云獄官之長正義曰大理

卿也

周禮立官之日周礼云秋官司寇釋云鄭注云

有虞氏曰士夏曰大理周曰大司寇

置大理寺事文類聚云隋為大理寺唐因之

本朝又以刑部省云々上卷刑部の件ニ周

礼周官大司寇之職也

天長年中云々の事上より

別當以下為宣下職云々西官記ニ補檢

非違使事上卿奉勅仰下弁官但別

當宣旨佐以下官符とあるを以て者

の宣下ハ別當のものを佐以下も

檢非違使

此云使廳本所乃勅負廳也

淳和天皇御宇天長年中初置之異

朝最重此職昔唐虞代皋陶為士此

云大理周禮立官之日大司寇即此

任也後代置大理寺本朝又以刑部

省為糾判之官天長年中准唐朝置

使廳蓋是大理寺也但別當以下為

宣下職為衛府之人補之又書位署

之時不書此職號是流例也又別當

宣者即廳宣也古來被准勅宣仍天

下重之違背廳宣者可准違勅云々

又當使補者督長六十六人此為遣

諸國也云々朝家置此職以來衛府

追捕彈正糾彈刑部判斷京職訴訟

皆兼使宣旨とありハ西宮の比ハ官符
なりシテ後ハ宣旨ニせり
但一本以下ノ二字ナリ是レ依テモ
之ノ内ニテノ文義ヲ味フニ下文為衛府
之人補之と不書此職号とあり共ニ
別當ノレニ係リ引ツテ又別當宣者といハ此處ニテ別當ノ事ノミハ此處ニテ別當ノ
事ノミハ此處ニテ

併歸使廳仍為國家之樞機歷代以
為重職者也

為衛府之人ハ衛門兵衛の二府を兼テそのレ別當の條を見也

不書此職号ハ此レハ別當權中納言從三位兼行左衛門督藤原朝臣某とやうニ署一七檢非違使ノ四字の職号を兼ねし
古來被准勅宣旁注ニ延喜年中定とあり然レモ證文を見ず考ふべし

又當使補者督長六十六人これ悉ク諸國の檢非違使の事なるを推后母にひなして看督長と記レ收るるは一看督長ハカドノヲヤ
訓む被衣物語云々の向ふつ奉らばのかのをもとめて云徒然草のむのをも負はる物を其家ニかかれぬれと云いそその證なり

追捕のとき違ハる續後紀兼和五年五月畿内諸國羣盜橫行放火殺入下知國司捕糾海賊分遣左右衛門府生看督長
等於畿内諸國逐捕奸盜と見え尋常のもの檢使ニカレハ強ク一國一人の定ありともハ此レ所謂檢非違使ハ文徳

實錄齊衡二年三月大和國檢非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預把笏諸國檢非違使把笏始於此人ナリ依レテ位階
も介と等と同一て府生看督長の比量ニカレハ善相公の意見封事ニ諸國檢非違使掌糾境内之奸盜禁民間之凶邪然則國

宰之爪牙兆庶之衝策也必須明習法律兼詳決斷而今任此職者皆是當國百姓納贖勞料也この文ニ依テモ重職
なるを知レハ一國一人の使を補テ國司と共に國中の非違を檢斷すべしことを看督長ナリと推后のお

をひにまへり

樞機ハ肝要の義也爾雅ニ樞門戸扉樞也機督之牙也

別當ハ本言ありて又別ノ別當する職事
ありといふ稱也使の別當ハその本官左
右衛門督なりこの督より別ノ使の事
も當りて務む故ニ別當といふ餘もこ
れより推て知レハ兼官とす思へハ

別當一人 唐名大理

實錄ニ諸司以別當為長官とあ
るニ依テヤ
參議已上文ニ依リ中納言以下也
帶衛門兵衛督使廳ハ衛門府の別當
レハ衛門督より帯レハとを兵衛も及
（の）レハレハレハ別當ハ七徳の選樞要
の職あるゆゑより左右衛門の督二人
の内ニテ其器量より左兵衛の督二
人の内より補きテ仍之衛門兵衛とあ
るニ新儀式ニ別當一人公卿之中帶
左右衛門督者補之或近衛大將中將
或左右兵衛督補之と近衛兵衛より
帶レハレハレハレハレハレハレハレハ
レハ衛門府の官人を以て用ひと看て

參議已上尤擇其人也補此職之人
必帶衛門兵衛督往古有參議中將
補之例雖非參議補之中古以來更
無其例昔為大將之人補之又例
仍至大納言帶此職近代又未聞事
也仍中納言大理任大納言之日必
去其職是流例也世俗說補大理之

衛門その本處をを知へ
參議中将補之例秘抄云文室秋津藤
原氏宗源能有貞信公補之

雖非參議の下二木四位の二字あり源氏
帚木よむくの上達部より非參議
の四位とも世のおえんちよわかむと
あり如く非參議の四位の時こ遇う別
當を帯けりあり然れは四位字の
こごけりなくん欵但せりてもこの非
參議も四位なること源氏二徵して知るべ
し然りと諸注を公卿補任の見任
非參議の非參議こまへて前官の
公卿也とおもはるる非也此は
四位こまへて參議こまへては必
ず參議こ昇こへき崩の見えくる人こ
こけり称也旁注在原行平補之とあり
昔為大將之人大全參考等源能有
是也といふ仍至大納言の仍字も又例
をうけたり昔字以下又未聞事也ま
て連て讀下けり別當は別當は中

納言參議の帶り所て大納言はよく
補さぬ例也然も大將は人別當こまへ
大將はたほく大納言の兼官ゆゑ大納言
も至てもこの職を帯けりてり近代
大將よりこの職を帯けりてり

仍中納言大理云々の仍字も上の未聞事也といはれり
死に由中納言の大理大納言も昇は大理と去る也

可備七徳云々參考云譜第者本系正也器量者氣質美而才幹也才幹者謂智或曰有智而直正也
有職者通達禁中故實禮儀也容儀謂容
貌威儀也富有者世貴官而富盛也云々按大言これにて知らる但の注近習の一徳を脱き近習は御前
に近習して親上を習練する事也
容儀とさ容貌威儀の事の辭る事ならん大全容儀行状也温良恭儉讓類也然るるん欵大理は非違を
檢する職を帯けりてり近代
衣服も奢侈の体こまへて倫約をむねとまゝ空物語を藤中納言衛門督はれと裝束まゝとて非違の
別當をうけりてり近代
此は高き裝束まゝとて別當なめりこれより容儀中の一なりこのより推して温良恭儉讓共容儀の事なるを
知る
すこ有職の職字弁疑識こ作まはれり然とて然とて有刺事欵と七徳とある事也といはれり百寮訓要こ白河
院ハ五ノ徳ありのを任はれり仰とては容儀才學富貴譜代近習也とあり

諸大夫不補之云々の補字下初補之の補字本共こ性こ作る類本こ依て改む諸大夫の事上卷少納言条こいり顯頼の顯板本光こ作る顯統本連本
本こ依て改む弁疑云光頼卿ハ顯頼卿の男なり父の顯頼卿先こ別當こ補こまへり公卿補任こ顯頼長兼二年十一月為使別當干時參議右
兵衛督云々右何を先補の父を置て後補の子を祀こまへり説の如く光頼卿ハ同書の所見保元三年三月ははり
遇納言關云々とハ中納言の關なる時參議八人の中三年等の上首ありては其人英雄の公達して争こと能は大理の參議まつ仕せり
參議大辨とハ非參議大弁より參議こ任はれり大弁を帯り或ハ頭弁より參議こ任て頭を避り弁を帶り等の人也この大大理參議も參議
大辨とハ非參議大弁より參議こ任はれり大弁を帯り或ハ頭弁より參議こ任て頭を避り弁を帶り等の人也この大大理參議も參議

人可備七徳所謂譜第器量才幹有
職近習容儀富有云々有刺事歟又
昔者諸大夫不補之而顯頼卿初補
之其後連綿歟參議大理者遇納言
闕之時必任之上首參議縱雖為英
雄不相爭事也但參議大辨者勞效
等同仍或同時登用或互有超越之
例是可依勞之淺深歟又參議中將

勞效久者自相爭也然而近代以別
當為其最也

仍中納言大理云々の仍字も上の未聞事也といはれり
死に由中納言の大理大納言も昇は大理と去る也
可備七徳云々參考云譜第者本系正也器量者氣質美而才幹也才幹者謂智或曰有智而直正也
有職者通達禁中故實禮儀也容儀謂容
貌威儀也富有者世貴官而富盛也云々按大言これにて知らる但の注近習の一徳を脱き近習は御前
に近習して親上を習練する事也
容儀とさ容貌威儀の事の辭る事ならん大全容儀行状也温良恭儉讓類也然るるん欵大理は非違を
檢する職を帯けりてり近代
衣服も奢侈の体こまへて倫約をむねとまゝ空物語を藤中納言衛門督はれと裝束まゝとて非違の
別當をうけりてり近代
此は高き裝束まゝとて別當なめりこれより容儀中の一なりこのより推して温良恭儉讓共容儀の事なるを
知る
すこ有職の職字弁疑識こ作まはれり然とて然とて有刺事欵と七徳とある事也といはれり百寮訓要こ白河
院ハ五ノ徳ありのを任はれり仰とては容儀才學富貴譜代近習也とあり
諸大夫不補之云々の補字下初補之の補字本共こ性こ作る類本こ依て改む諸大夫の事上卷少納言条こいり顯頼の顯板本光こ作る顯統本連本
本こ依て改む弁疑云光頼卿ハ顯頼卿の男なり父の顯頼卿先こ別當こ補こまへり公卿補任こ顯頼長兼二年十一月為使別當干時參議右
兵衛督云々右何を先補の父を置て後補の子を祀こまへり説の如く光頼卿ハ同書の所見保元三年三月ははり
遇納言關云々とハ中納言の關なる時參議八人の中三年等の上首ありては其人英雄の公達して争こと能は大理の參議まつ仕せり
參議大辨とハ非參議大弁より參議こ任はれり大弁を帯り或ハ頭弁より參議こ任て頭を避り弁を帶り等の人也この大大理參議も參議

同等なり若中納言の闕入あり一時に任用され一人は八分の浅深よりて互に超越の例ありと云

為其最と大理参議を以て最第一と中納言に任するは
為左右衛門權佐者も別當衛門兵衛督
の中より補するは佐に別當の如きの清
撰なりぬゆゑに兩府の内にも容量ありと
拔擢するは至るは仍て衛門の權佐二
人ともて使佐と帶とあり

為廷尉云廷尉と宋書百官志に凡獄
必質之朝廷與衆共之之義なり其
朝廷なり通典に自上安下曰尉故武官
皆以為号なりハ尉ハ帶仗の官の事也

有中少將蒙宣言之例新儀式云使佐用左右
衛門權佐或近衛少將秘抄云少將蒙使
宣言例弘景滋實伊望為信といへり中將
の例未考

名家譜策之中云名家のこと上卷并官名条
にハハ名家ハ廷尉佐と五位藏人と并
官とを帯はるれは三事兼帶といふに
一と清撰なり藏人の帶といハハ
著大理廳屋とい大理の私亭の廳屋なり

さう故に下は於使廳政者と別ハハ使廳ハ公廳なり大理に補はる人私亭の内ハ廳屋と設く山槐記治承三年二月壞如廳屋施ハ
因幡堂去月辭大理この廳屋即私廳也私廳なるゆゑに大理と辭する後佛寺とをわたり佛寺ははるる罪人檢斷の事つとてつ
るは罪業と亡んぬなりまは徒然草に徳大寺右大臣殿檢非違使の別當の時中門をて使廳の評定行さるる官人章兼牛破とて廳
のうへ入て大將の役ありゆゑの上へのほりておれりなりとあり私亭の中門のほりて廳建たりを事とてその中古以來私亭
の廳坐し佐の著るハ公廳なるゆゑ也

尉ハ常ニ官名を稱する又判官との稱は餘の判官ハ官名共ニ稱は勘解由判官なる如し
必任之の任字補作下下仍必任之の任字各
任之まゝ所任也まゝ任大尉の任字等
おひ

其流不一ハ尉に任する家其流定まらる事
はらうといひ
坂上中原ハ上卷大學備云坂中兩家立家
以來以廷尉法儒大判事為先途
追捕とい明法の外の人也
明法道所任也ハ法式を知らぬハ明法筆
を補は朝野羣載云出自法曹居廷尉
之輩依志勇轉尉古今之通規也
殿上藏人と六位藏人のこと也六位にて殿
上ハ八藏人のことなり

諸家格勅ハ諸家とハ院關白大臣なり

佐二人 唐名廷尉

為左右衛門權佐者蒙使宣言正佐
為廷尉之例邂逅也又上古有中少
將蒙宣言之例凡廷尉佐者名家譜
第之中清撰之職也昔者廷尉佐著
大理廳屋中古以來不著之於使廳
政者佐以下著行也

尉 稱之判官

左大尉二人
右大尉二人
左右少尉 近代負數不定
明法道儒必任之上古其流不一中

恪勤とハ侍のことなり

眞實追捕犯人云々弁疑云々の文の如きハ
近代の事云々古ハ犯人を追捕して賞
関ハ常例ありといひて西宮記侍中
群要等ハ追捕の賞云々て絹布を賜
へる事のある文を引りまればこの関其
賞者希事歟と書かへる然るに
武士及恪勤云々追捕補たる者の眞實
罪人と追捕して其賞云々少尉
なるハ布事云々多くハ年勞云々
少尉なることと云々書かへる其の
弁疑その義を云々まへて云々
眞實のト云々近代の二字を加へん
ハ云々非也
非明法而補之稱追捕とハ云々追捕と
ハ義と解云々云々云々云々於て云々ハ
なるものなるもの九字上の追捕之輩
各任之下云々移云々云々
雖諸大夫とハ侍と對ち諸大夫也諸大
夫侍の別上卷云々云々

古以來坂上中原兩家為法家仍必
任之於少尉者追捕之輩各任之至
大尉者多明法道所任也但殿上藏
人為廷尉者間任大尉追捕者武士
重代者并諸家恪勤中殊撰重代器
用所被補也眞實追捕犯人關其賞
者希事歟非明法而補之稱追捕是
世俗之所云傳也又源平武士雖諸

判為昇殿廷尉これ大夫尉と昇殿と
をいふこの大夫ハ諸大夫の大夫ハ少
意異して五位を指す義経畏申記云元
暦元年八月六日任左衛門尉即蒙使宣
旨九月三日叙留かれ六位にて尉なりと
て叙留と云々也義経ハ追捕の列也下
明法道者必叙留と云々ハ追捕の叙
留と云々云々と云々ハ追捕と云々叙留
と云々ハ殊恩なるを云々畏申記云
元暦二年正月一日新大夫判官義経朝
臣有出仕為殿上人今者相同勅原佐
為五位尉殿上人之例未聞及云々
ハ云々規模なるに云々刺字昇殿
云々て用たるもの云々
多者去之ハこれを去て受領云々也
明法道者必叙留これハ受領云々仕さぬゆ
えハ叙留のなり叙留と云々と大夫判
官云々大夫尉と云々なり
違舊例乎の半字一本云々依云々

大夫多補之大夫尉源義經者判為
昇殿廷尉云々又六位尉叙五位時
多者去之明法道者必叙留其外輩
依殊恩令叙留也但近代每人叙留
違舊例乎又左右尉者必左右衛門
也至大理者衛門兵衛依關事也左
尉志者必衛門也但近衛兵衛邂逅
有例云々

源氏職原抄校條

下卷

十九

非成業輩とハ明法道の家なりぬ輩の
こと也成業ハ明法の道と學てその
業と成は義なり

院主典代廳官の院ハ仙洞也仙洞ハ判官代
主典代と代字をかて稱ふ今條の制仙洞
の官人としてハなり事也ついで脱履の御
事上世にたりしゆる院の官名のあり
理也中古御存生の位と議位の例は
ついでありてはわがく崩玉へりた
後三条院ふさ思へりありて殊更
御位をたれさせ玉ひりともこれハ年月
と崩玉へりてその次の白河院父帝の
慮と總とよひ脱履の後院中にて
以て聞へりかこ別當執事年預
判官代主典代廳官等の名目出来たり
後附て代字院院中者也とありこれ今
二種ハ判官主典のすへ事と掌る也

志

左大少

右大少

明法道輩六位時任衛門志即蒙使
宣言也非成業輩轉任為規模稱非
成業者院主典代廳官大政官史生
藏人所出納諸家下家司中譜第器
用者先任左右衛門府生蒙使宣言

也武勇家并追捕輩者不任之凡志
者奉行使廳諸公事之故以當道為
其撰此号道志也

代字のなり院官の院にては官人といふ
先任ハ衛門府朝野尊載と為衛門府生
七言使奏轉任志者承前之例也
不任と武勇家并追捕輩直少尉に任
けりゆる志は任とぬなり
以當道とハ明法道を以てとなり
此号道志とハ明法道の成業の者と以補
るゆ道志といふ道は明なる志なりてハ
聽政行ふことゆるなり畧記万壽五年五月廿六日檢非違使廳政也依元明法道志以右少史坂合國宣令著行依為古人也とあり
ハその時非成業の志のこもて道志なりてハ也道志のむねと廳政を行ふこれその證也

府生左

府生者非奏任官仍府督判補之後
申下使宣言

藤氏長者

府生非奏任ハ選叙令委任の義解謂
内外諸司主典以上とあり衛府にて志ハ
主典也故に奏任也府生ハ志より下なれ
今條にて判補の列也仍府督云といふ
の也府督ハ即別當をかける衛府の
督也督の判補にて府生となりて後使
宣言と申下也
藤氏ハ中臣氏なり藤足始て藤原より
りてハ上巻といへり

長者といふ中にて官位譜第一の人といふ
天智三年の件は氏ありもの他續紀
中臣系圖等に見えらる氏上共後の
氏長者の事也長者の称の所見は後
紀延暦十八年十一月の件は宗中長者とあ
りこれ始なる一太古職を家傳へて官
を朝受の制なり一也也姓^カを重
くするは大臣^オ臣姓の中の長者^オ大連^オ
連姓の中の長者といふ如く後^オ至ては不此制を在る同宗の中第一の人を宣言して氏上と定め一氏中の事を行はむといふは氏上格人
氏人を率て朝廷に奉仕するはこれ仍て氏上誠^オ氏中のいとおもむ者あり然るも選官の制いよく盛なり格勲の勞臨時の功よりて宗
中の長者とこそて拔擢する者ありなりといはく氏長者の勢よりふかきうされとも藤原橘の如きは長者の称のなりし
一此此^オか^オ殊^オ載^オられ^オる也^オ長者といふは藤原橘^オか^オる^オる^オは^オあ^オは^オれ^オの^オ氏^オも^オ古^オあり^オし^オ也^オる^オこと^オもの^オなり^オ三^オゆ^オえ^オう^オハ^オ別^オ記^オの^オハ^オ一
仍別不及宣下といふ長者の宣下を補するは諸氏にその例也然る不及宣下して補する例藤原公^オ始^オ鎌^オ足^オの子孫南北京式の家
一別^オ記^オの^オ内^オ北^オ家^オ代^オ々^オ撰^オ関^オたり^オゆ^オこ^オなり^オ長者の号^オの^オ一^オ家^オに^オ歸^オして^オ宣^オ旨^オを^オま^オに^オ長者^オたり^オし^オ也^オ
賴長公知足院前關白忠實の子法性寺關白忠通の弟なり忠通關白は長者格事論なり然るも百練抄久安七年九月入道大相
國取藤原長者印井朱器盤盤渡左大臣此間喧嘩多端と見ゆ入道大相國と忠實也左大臣と賴長也忠實嫡子の忠通を憐
て次郎の賴長を愛しこれを關白とせんといふなりと天意忠通ありしゆを關白とせんといふは其の憤り依て關白に屬たる長者
の号をこれに朝廷より与る官職とせん一家の私物なれしと忠通より奪て賴長に譲りたり天智三年の古例以来長者の
私物なりぬこといへるを北家の流弊を本式より強てか行ひたり忠實の古に暗をいひたり賴長は博才
なれは知られぬはあま^オま^オれ^オと^オの^オ公^オ後^オ不^オ軌^オを^オ企^オて^オ殺^オされ^オたり^オか^オりの^オ人^オな^オれ^オは^オ知^オふ^オも^オ奪^オひ^オ取^オり^オたり^オなり^オ又^オて

蒙攝政關白詔之人為其仁仍別不
及宣下也但宇治左大臣賴長公非
攝關為長者宣下之例初於此乎

名分^オに^オは^オた^オる^オ世^オの^オ事^オな^オれ^オは^オこれ^オの^オゆ^オえ^オなり^オ
宣下之例初於此乎云々長者は上古の氏上なることより如く古上と朝廷よりふかきうされは宣下之例初於此乎といひらるること如くされし
てハもの上古と置て藤原の長者撰關白のものと定まれること東條道家以来の例にて連綿たりし忠通に至ては變ありしゆをいへるなり
源氏嵯峨の御代は始めてその後と多々姓氏録源朝臣信等八人は今上親王也而依弘仁五年五月八日勅賜姓貫於左京一條坊即以信為下
主なり依て御代々々の源氏の内にて弘仁
の御後を古と西宮記定源氏爵事
不給親王源氏中以觸弘仁御後之人給
宣旨重明親王參議等是也一あり王
嵯峨間^オ等^オ御^オハ^オり^オ弘^オ仁^オの^オ御^オ後^オなる^オ
を重明^オ延^オ喜^オの^オ皇^オ子^オな^オれ^オと^オ御^オ母^オ融^オ大^オ臣^オ
の^オ孫^オ昇^オ大^オ納^オ言^オの^オ女^オな^オれ^オは^オこれ^オ弘^オ仁^オの^オ御^オ
後^オ觸^オる^オ也^オといひ西宮記の比はる制なり
つゝのとも後世に至ては嵯峨の御ゆり不
觸^オる^オ人^オの^オ選^オは^オる^オへ^オる^オは^オね^オハ^オ膠^オ柱^オす
へ^オり^オか^オわ^オ非^オ學^オ院^オの^オ条^オあり^オを^オ考^オへ^オ
近例為前大臣は久我定實公のことなり

源氏長者

為學院別當之人即為長者而近
例為前大臣有為長者之人仍被下
宣旨乎

學院別當

源氏公卿為第一之人補之為納言

辨學院ハ拾芥抄ニ在源行平御申置之在
 勸學院西ノ見也勸學院ハ同抄ニ三奈
 北生西藤氏學生住ニあり本朝文粹
 二在左京三奈ノ坊接大學寮取求通
 之便也門對勸學院表擇隣之意也云
 百練抄ニ昌泰三年九月以辨學院為大學
 寮南書ニレノ之在所を知ハ一元慶
 五年ニ建立シ環翠抄ニ事畧を引テ
 中院右大臣ハ雅定公也村上帝ノ皇子具平親王
 ノ子孫也親王ノ子源師房以來ノ流繁
 昌ト華族ノ号ヲ夫ハ此レ依テ長者
 也西宮記ノ如ク弘仁御後ニ觸ル人ノ
 之ノ定ムルハ氏族ノ盛衰ニツクテ其例ノ
 多ク行ハレバツヒニ崇徳帝ノ保延六年
 十二月ニ此公始テ兩院別當ニナリ
 此レ帝ノ敷慮より出ル事ニレトハ鳥羽上皇ノ寵臣也依テ上皇ノ勅定ニテ永ク所補ナルハ我家ノ系譜ニ見由兩院別
 當ノ即長者也因ヨリ中院家後世久我ト稱以保延以來兩院別當ハ久我家ニ相續キレハ海人藤芥ニ辨學院淳和院者源家相
 續之處久我相國具通公鹿苑院殿ハ永ク去進ラレ畢キト將軍補任ニ鹿苑院義滿永徳三年為源氏長者淳和辨學院別當自
 是以後在清和源氏ノ補任ノ文義を味テ兩院別當ノ長者ト稱イテモ明ク事を知ハ
 淳和院ハ天長上皇離宮今西院ト拾芥抄ニ見由類史を考ルニ天長十年二月辛巳皇帝遷御西院為讓位也云云西皇帝於淳和院

之時多兼辨學淳和兩院任大臣日
 以淳和院與奪次人於辨學院者猶
 帶之是流例也但兩院別當事中院
 右大臣之時永可付彼家由有鳥羽
 院勅定云々然者他流之人縱雖為
 公卿之上首不可及競與事歟

護位於皇太子ニ續後紀承和七年五月
 天長後太上天皇崩于淳和院ヲレハ之院
 是天長ノ帝ノ仙洞ニテ即淳和天皇ト申
 奉ルニ院号ニテレハ三氏實録元
 慶五年十二月淳和院永置公卿別當先是
 死品恒貞親王奏言云々見テ奏文
 故ニ何事ヲ知レハ恒貞親王天長帝ノ
 第二皇子ニテ御母ハ皇后正子内親王也天
 長帝崩御ノ後皇后也テ此院ニテレハ
 之ニ後ニテレハ院を皇太子恒貞ノ讓ラレ
 玉リ故ニ恒貞より奏言ニテ永ク公卿
 別當ニ置キ王氏ノ學字文所トシテ也
 然ラハ淳和ノ御後ノ人々ニテレハ院を管
 領シテレハ理ナレハ彼御後ハ皇太子
 ナリ一ゆゑニレハ之ノ嵯峨源氏ノ無
 帶ニナレハ也細注見上ノ見字板本同
 作リ類本を以テ改ム

淳和院別當見

學館院別當

橘氏之中補之此號長者凡稱氏長
 者王氏源氏藤氏橘氏有此號王氏
 者往古之例親王為其長近代為王
 氏之者第一稱之藤氏者執政為其
 長源氏者見任大臣納言中為第一
 人也橘氏者昔橘家有昇納言已上

學字館院ハ文德實録ニ嘉祥三年五月嵯
 峨太皇太后與弟右大臣公朝臣議開
 學字會名以字館院勸諸子弟誦習時人

以北漢都皇后と見ゆの時より起り、西宮記に橘氏諸生別當氏補別當已下とあり

王氏者云西宮記不定王氏爵更親王夜宣旨定之ありこれ住古の例也玉葉治承四年正月の件に王より爵更住昔第一親王舉之中古以来諸王之中為長者之者舉之年来神祇伯頭廣王所舉也これ此抄に近代といふに當る藤氏者執政云西宮記に定藤氏爵更人定之とあり人乃執政也源氏云この同記の所見定源氏爵更以藤氏に御後人為長者とあり後ハ然と長者篇といふ如く鳥羽院の勅にて永く中院家と付られたるのを見任大臣納言中院家の公卿と記されたり然らざれば前後齟齬き橘氏者昔橘家有昇納言已上人云公卿補任の所見諸兄左大臣氏右大臣峯繼澄清中納言これと記されたり

人仍為長者而其家衰微之後雖有長者號只知學館院領許也於氏爵者是定人舉之是定者擇其人被下宣旨也近代九條流被傳之仍他人不望之依之橘家皆屬彼家云々

又知學館院領許也文輝建立并學院杖取聊設田園之業以資車馬之費其郡縣項以具於別紙又位封戸田同以分人豈謂久遠之輪願有消埃之益これより學問料の田園を寄らるるあり橘氏衰微の後も一家の内長者の号を存し公卿に昇る人はとゆふ式舉を得掌らねども學館院の學問料の田園をばち不知行す也

大爵とハ毎年正月六日の叙位に王源藤橘の四氏あること也江家次第に六氏ともしたる一入死なりこの内にて五位より少あり先祖五位以上連綿のよと記して五位の爵をばちんを請ふなり王式にも三世四世等の別あり源氏も嵯峨清和宇多

等の別あり藤氏も南北京式の別あり此内にも清和の御後の源氏に六位三人嵯峨の御後五人南家のうち二人式家の内四人少あり一はこれに五位叙位ありはたは今年藤氏の延式家にも六位四人あり氏爵の状を捧り五位叙位なりと請ふこと長者をくく覽てその内理より一人免以源氏も今年の巡遊職御後より六位五人より氏爵の状を捧り長者の執行ふこと藤氏の如く王氏も今年の巡遊職ありはたは四世よりかかると定めありて三氏共長者の擧げり橘氏の衰微の後藤氏も公卿はゆふは是定と仰ふの宣言して仰る是定ハ氏爵を定る人のことなり橘家も外戚の縁あり王卿は是定と仰るも例中関白道隆と始り王葉の中関白為大納言行之其故者攝津守中正之妻者中納言橘澄清女也即道隆道兼御堂等之外祖母也依彼昭行此爵事云と見え江家次第旁書に依中関白例九條流被傳之とあり此抄及江次第旁書に九條流と介し流字を玩ふ九條一條共中関白の末裔にて同流われハ兩家一傳らるる也但橘家皆屬彼家の彼家ハ九條家也また九條家正統こそ一條家ハ支流ゆゑ家といハ九條家より流といハ九の兩家を兼説するにハ別記にハれハらるるハたハ大概と記さるる

内豎所續記延暦八年十月從三位高倉朝臣福信
中若少年往石上衛遊戯相撲巧用其力能勝其敵遂聞内裏台令侍内豎所事大政官式
凡校書殿及内豎所者聽太政官及丹官所仰之事これの文に依るにそく其所と置れる事あり拾芥抄に一本御書所門東内候在春與殿東厨在大舎八寮南と見ゆ然して内豎字ハ大全に其始未詳孝謙帝天平勝室八歳有内豎凌海真人三形者始出子孫雖然不謂原始と見ゆ誠は原初たりと云ふにわがく聖武孝

内豎所別當

知内豎所事

一人必為其仁他人不望之

内教坊別當

知女樂事

大中納言中堪其道之人補之

謙の御世に始りたる歎續紀神護景雲元年七月始置内豎省以正三位下御

争朝臣浄人為卿とありこれ孝謙再祚の御時なればこの比も始て内豎を掌る官人なきも置れり後九月の件

内豎貞外大輔三年六月の件内豎大丞見由是依全く八省より光仁の御代より廢されたるは是の後所見なりた上は舉る如く内豎所との事ありて候ふも廢されたるは内豎

て候りぬ是より西官記に内豎頭并執事等以名簿自御所下藏人可召仰本所次第江次第除目暮先内豎頭正六位上下部宿祿徳安と見え其次に執事某大籍喚某を載たりこれ別頭執事大籍喚等の官人を置り候は内豎の内にて極高と選ひ補り候るは西官記の文意を味み然れども内豎ハリナナナと称て未冠の童を殿上の驅使候きむされり候ては後藤英雄の息は内裏に召はせんとて内豎の名を假候候む宇治頼通公の長徳四年十七歳にて童殿上法性寺忠通公の壽兼二年二十一歳にて童殿上の如きは内豎也但給使の為に置

内膳別當

知内膳司事

大中納言中補之

御厨子所別當

内藏寮頭補之

大歌所別當

知大歌事

納言已上補之上古親王之中又補

之

日本紀原云弘仁五年正月内舍人百千人復舊名為内豎と見え依其内舍人の舊名を内豎といふは不自然なる禮若を用ひて内豎の事なりて内豎と内舍人と混りたりて候はる内豎の名は未冠童の勤仕候童殿上と号して別名をなされり候て内舍人の内を百人に分て舊のころの内豎といふ稱を建られり候る内舍人令條に見え内豎の事を置く上件に候はる如くは後には内豎復舊名を内舍人としられ候と内舍人復舊名を内豎と根原より推すと候はれぬなりて是の内舍人令條九千人と記畧に百二人とあり候はる時二百人あり候とあり候るは内豎の内にて候はる中より百人分れ候るなり内豎の勤仕候る節會の日御持鞋を假けたり行酒を支持冠を奏し賭弓の時矢を取等を始め或ハ白鳥の節會に式兵を召し十一月に院幣を奉り候事もなり別當を一人帯り候は候る是なる宇治法性寺觀の如き内豎男内にて殿上ハる内豎也但給使抄云大内爲別當とあり候はる人ハ上の上の誤なり候一人ハ刺たり候也

内教坊有職家の説に内宇訓あり見えれば源氏末摘花の如く坊とは後の日のなり思ひのちの日記に坊とあり候は候る事論に河海抄云内教坊在大内宿の坊は女樂を教する所也江家次第七日節會篇云内教坊別當奏舞妓妻と見え次は舞妓并樂女等有技書殿東座座の舞妓樂女共内教坊の者也但古書は續紀天平宝宇三年正月に於朝堂作女樂於舞臺内教坊踏歌云云とありて女樂と教坊の踏歌と別なり候は候る職令雅樂寮篇に男女樂人音聲人と見えて奏の樂人に男女あり候は候る續紀なる女樂ハこの女の樂人のことにて即雅樂寮の樂人のうち也故に別名内教坊踏歌と記し踏歌ハ音聲を主とし職自令の同篇に歌女師二人掌臨時取有音聲堪供奉者教歌女二百人とあり候は候る後には教坊の所掌とあり候は候る後には教坊の事なりしゆは續紀に踏歌の事なる歌の事ハ内教坊の三字を置て女樂の事ハ内教坊の事ハ置て事なり候は候る後には教坊の事なり候は候る江家次第七日節會篇に舞妓等登舞臺舞舞西五西皇帝破陣樂玉樹後庭花赤白桃李花可歲樂等樂樂等也舞師一人以大拍子進舞臺下教節度舞了舞妓居あり候は候る此即教坊舞妓の所舞たりて音聲を主とし候は候る事ハ此の如く候は候る書に内教坊舞妓とあり

内膳ハ上巻にも主上の御膳を掌り司ゆは内膳を別當と置れて節會等の御膳上り候候の指揮は候は候る御厨子所ハ拾芥抄に四位殿上人爲別當以民部大輔五位爲預也在後京服西庇以内膳造酒大膳及諸厨寮府御費供朝餉及朝御膳

とあり別當の抄は内藏寮頭とち拾芥いそ四位殿上人即内藏頭之事也上卷より別當の外は預所衆等あり主上の御膳令各
二載の所内膳司なり中古より御厨子所始故二節會なるの晴儀は内膳の御膳を南階より供ひ御厨子所の御菜なるの如き膳御
膳と号して西階より供ひこれにて其本末と察す一

大歌所ハ拾芥抄ニ在圖書寮東京祇古今抄云大歌所南北二門あり大音新嘗の會等ニ舞姫のまゐると大歌の人初音を發は此所ハ諸國風
俗神樂さいそ一切の歌曲をつとむるなり上西門内也新嘗時供奉有親王大納言非參議六位別當案主給年官と見先西宮記云大歌所十生若
檢校已下別當以上輪轉補之云但御琴師等以本所奏補之この二書に付て考ふ大歌所ハ別當と稱者數あり拾芥抄の文我然
由但西宮記ナリ別當以上の別當ハ六位別當のとなり一別當ハ本職ある人別當の事も當り居るの稱也大歌所ハ候事ハ親王
以下六位以上皆本官ある人の兼務なればいづれも別當といふこと理也され此抄ハ別當中の最親王納言等を記也

記録所

上卿

辨

開闔

記録所ハいつともその置れる所ハ
なす百練抄ニ後三条天皇延久元年
二月廿三日可停止寛徳以後新立庄園
縱雖彼年以往立券不分明於國務者
姑若同停止之由宣下開二月十一日始置記
録所庄園券契所文寄人等於官朝所始
行之云云云云云云云云云云云云云云
云云但百練抄ニ建保二年八月二日於院
御所記録所勘清水清開兩寺塚相
論事とあり院中ニ置れる證なり按

寄人

已上依宣旨行其事但於上卿辨者
可令行記録所事之由被宣下也

後三条のまか主上の御身にてこれま
ての流弊ありて行ひし事多きゆゑ
院中にて記録所の政を聞ゆまんと
てらめ起させ玉へる所なればその最初ハ
ま朝所ともわづらめれ後院中ニ
遷り行事もありしなる一但玉海文治
三年二月廿八日始被置記録所以開院事
中門南内侍所南廊為其所とありとぞ
ハ内裏なり一事もありてその所ま
るふあり百寮訓要ニ禁中にて訴訟を判断する所なりと見え内裏ニ行はるる定式にて院ニ建はるる權制なる一にて記録所の
建はるる百練抄の文の如く新立の庄園を停止のためなり愚管抄ニ延久の記録所として始て置れりなるハ諸國七道の所領の
宣旨官符もなきて公田をかほむと一四海の巨害なりとた一めつめてはらるる即宇治殿の時一所の御領なるのいひて庄園諸國
こもて受領のつとめ堪ふ一むとをたしめ一りらるるこそまて宣旨を下されて諸人領知の庄園の文書をめされりとありて
知一これハ記録所ハ温故知新のため一置く書の事にて玉葉明月記ナリ類と今人の記録物といひてこれを安藤流の記
録學と唱へ一種の學問の中よりその記録然るこあり諸國の庄園より券契を奉らめこれを記録してその事を決する所なり
されり入りて訴訟裁判のこも及びりたりなるハ増鏡ニ元弘元年八月廿四日雜務の日なれば記録所なるまして今あり
まひりる事とも行ひるるをあるを以て知一判問答ニ至後光嚴院時有其抄決續正統記ニ後小松の御守まて記録
所の御抄決も被行侍りたりと云云此後云々
上卿ハ納言以上より勤心弁七舟の中由開闔善を開闔を闔を裁て判断の人也寄人ハ古法を明らめりる人を撰て候ハ
可令行の行字ハ官位の守行の行と同一本官の納言弁を重してこれの官人を以て記録所のことを行はせし也

樂所拾芥抄云在桂芳坊有五位六位藏人為別當預每月注為習物奏聞或有試之拾芥別當預とある別當の預と訓て藏人より別當の事預とあるは別當といふのまてこの公卿の別當と別也本寮表て後桂芳坊の内とかうて習ふ依り樂所といふ

近代絶畢の代下板本中字あり類本が藏人所の校書殿より藏人とハ御藏と掌するといふ也校書殿ハ字面の如く書と校すの殿の表て侍臣に仰て書籍を校合するを蔵め置とある所也故この殿の内は納殿とてあり書と納と庫のこはりいれ納殿とて御倉といふ類史弘仁元年三月十日始置藏人所令特殿上筆機密文書及諸詔とあるはなるかくはる書籍を藏す所と定られりとの後より服御の器物とも多く置とて御用の度とて藏人より仰て持とては内蔵の別

樂所別當

知樂所事

堪其道之公卿補之

大學別當

親王大臣納言中補之近代絶畢

藏人所

嵯峨天皇御宇弘仁年中初置之摸異朝侍中内侍等職歟彼侍中最高為重任内侍者宦者之任也或有卑之

所といふ如く武家さかひははるがこ

内藏寮ハ大納戸藏人所ハ小納戸なり

弘仁年中類史弘仁元年三月十日始置

藏人所とありその外公卿補任皇年

代畧記職事補任等とありた盤

鶴抄九月とい

異朝侍中内侍云侍中八門下首の長官

なり本朝よて大納言は當れり藏人の

ハ摸一かかん次ま内侍ハ事類全書

ハ周礼有關人寺人内豎皆其職也

見えていふより此の官あり

はる儀禮の内小臣の注は王后之命

奄士也とある内小臣も即内侍の類なり

元七年三月勅内侍五品以上者許養子

ハ故子元一これ依て養子を許さるは

彼侍中尤為重任ハ太政官の別記とい

明主よわれこれと卑め暗君よわれ

以内侍高力士為一品將軍云高力士ハ

代或有貴之時古來宦者知事先賢

之所謗也唐玄宗以内侍高力士為

一品將軍爾降内侍執文武之柄遂

亡唐祚依之執政之官太惡宦者云

云

通典大唐武德初改為内侍省皆用宦者とあり宦者なるゆゑ養子を許さる同書ハ開元七年三月勅内侍五品以上者許養子ハ故子元一これ依て養子を許さるは本朝の藏人ハるはる關人ハあるはる内侍ハ摸一かかん次ま内侍ハ事類全書ハ周礼有關人寺人内豎皆其職也見えていふより此の官ありはる儀禮の内小臣の注は王后之命奄士也とある内小臣も即内侍の類なり元七年三月勅内侍五品以上者許養子ハ故子元一これ依て養子を許さるは彼侍中尤為重任ハ太政官の別記とい明主よわれこれと卑め暗君よわれ以内侍高力士為一品將軍云高力士ハ

天中諫肅本等功為右監門將軍領內侍省事於是四方奏請皆先省後進小事即專決雖洗沐未嘗出取息服惟中微侍者願見如天人然帝曰力主當上我寢乃安當是時宇文融李林甫等雖以才寵進皆專結力士且金吾大將軍程伯獻約力士為兄弟後世終亡伯獻終經受命示累加驃騎大將軍封渤海郡公依一品將軍之例依一品六典之例依二開府儀同三司之例驃騎將軍儀同三司也又按力士宦者皆以才力進也河間男子呂玄晤吏部郎女國殊力士娶之有子名曰元帥內侍省一任之寵者蒙者勢去之也宦者之勢也一任之內侍執文武之柄力士奏請皆掌之六人持將軍之任也武柄也遂亡唐祚力士唐祚之亡也宦者之政也執之良臣朝之避之故貴此愛之凡祿山用之玄宗之唐祚之亡也實宦者之由也

弘仁以往尋常の小事少納言これを奏宣侍從近習て規諫拾遺の事を掌然も嵯峨帝の弘仁元年當所を置れ少納言侍從の職共藏人を歸せり

四位侍臣の中二人を撰ふ下二二人上五位頭三公卿補任五位下朝野宿祿鹿取補藏人頭帝昔在藩之日侍講也弘仁二年正月のとなり鹿取先六位藏人となりて直頭といひ殊恩依事はあれ實ハ藏人所置れてもはくいと規則く定まらゆなり

本朝不必然弘仁以往少納言及侍從為近習宣傳之職而此御宇初置當所以公卿第一人為別當左大臣為別當

是流四位侍臣中殊撰其人為頭但例也古有五位頭五位中又撰補三人六近代無之

撰補四人山棟記云元年併頭二人五位藏人三人六位五人ま建曆御記より負數五人中

古六人常事也七人有例隨不置五位藏人とある依はふ五人なり

要籍駢使各条所見より義異て名と記さ籍也殿上にて侍臣の駢使の為非藏人を置ると武家の坊主の如故要籍駢使といふ

以頭為貫首即頭を貫首といふ也貫首秘抄云頭ハ公卿の尾殿上人の首也

非參議大弁獨云大弁て參議を帶さるあり非參議といふ參議を帶さるは非れとも既參議に登るへ順當なる弁のて也公卿補任なる見非參議の非參議とも異也源氏帚木もあつの上達部とも非參議の四位ともあつれ

なり獨字板本猶作頭統本其外皆獨作凡殿上人ハ位階の上薦殿上にてハ頭の座下著く也然非參議の大弁

位中又撰補四人謂之職事又為要籍駢使六位中撰良家子令候殿上謂之非藏人凡殿上事頭以下職事所奉行也依之聽昇殿輩併以頭為貫首雖位階上薦必著其座下是流例也但非參議大辨獨不著其下云云重其職故歟執頭之輩雖大辨猶著其下也

獨頭の下... 爲公卿第一之人補之の九字類本別當下の
細注に公卿補任は延喜九年五月十一日
權中納言從三位藤原忠平爲藏人所別當
と見えられぬが、八強ち公卿第一の人ハ
限らざりし也公卿第一之人と左大臣也左
大臣も 関白も右大臣別當も一上
奉大臣官篇は関白之人爲左大臣時右大臣
行一上事

衆人頭統本外皆衆中工作
稱一上者... 大政大臣は凡關白の上より
この例あり... 故に世俗といふ故
是執柄依執天下之政の執柄ハ左大臣にて關
白... 人のまゝ... 也左大臣官
中の一上の事を行ふハれとも關白も一上
下の政を執るゆゑにその暇死一仍て次な
る右大臣ニ與奪は故に右大臣を以て一
上とす... 一上即公卿第一の人なれば
右大臣一上は凡關白も別當も... 舟をま

別當

爲公卿第一之人補之世俗稱一人
者執柄也一人一所稱之於禁中者
殿稱之衆人殿下稱之自往昔無異
儀稱一上者執柄之外第一大臣也
當所別當一上所補也是執柄依執
天下之政無其暇仍官中諸公事併
與奪次大臣故以次人爲一上也殿

上事准之可知之

頭二人 仙籍貫首

四位殿上人中清撰之職也辨方一
人近衛司方一人補之常例也凡頭
者當職之時不依位次著諸侍臣之
上有參議闕者必任之仍古來爲重
職又奉行大小公事之間非器無才
之輩不能競望者也以之思之雖末

右大臣の別當... 知への義也
但右大臣... 関白... 龍
大臣別當たる... 更あり
頭二人公卿補任云弘仁元年三月十日始補
藏人頭二人左近衛中将從四位上巨
勢野足中務大輔藤原冬嗣等補之
辨方と頭并近衛司方を頭中料といふ
不依位次と云は正四位下にて頭... 人正
四位上の侍臣ありといふも殿上にて位次
に依はるの上よりなり但庭上然るは元
久元年八月の明月記に入道大納言云於堂
上事者以貫主爲先於庭上者位次之由
存之... 殿上仙籍の貫首として... 達名
家の競望他... 職也枕草子
頭... 殿上の... 人もつ
... 重職なりと知へ

東三條攝政藤兼家の子也職事補任
左近中将從四位下藤兼家康保四六
十補頭安和元十七從三位藏人頭左
京大夫春官亮左中将弁等兼官如故
安和元任權中納言頭弁中将如元四
月三任頭中將如元と見ゆ公卿補任と

五位藏人三人ふくむれども二なりん職
事補任仁和四十七始置五位藏人
二人と任官勅例は五位職事三人例

長治二年六位藏人一人被加補

先任八省輔云弁疑は八省輔勅解由次官

廷尉佐各五位藏人補はるの三徑あり

然れ常例或任八省輔或任勅解由

次官或任廷尉佐次補五位藏人次任弁

官と記しむる合ふべしとひるるなり

但本のちふて解んとはるは次任勅解由

次官次任廷尉佐の二の次字は先字より

横也次任五位藏人次任弁官の次字は先

字より句を隔ててはるは堅也か心得

て讀み分る

自廷尉佐補藏人の藏人即五位藏人也

兼辨官は中辨を兼る也

三事兼帯是也の三事といふの例權右中

弁左衛門權佐藤惟長の五位藏人の

補とて職事補任は三事あり此外諸

書に見ゆ是也の二字板本脱す今弁疑

類本等より依る

猶帶辨以下三十古本類本等共二本

文と從小一頭は補て廷尉佐と去て

も猶中弁と六帯に

雖稟其家云は藏人頭となりて中弁と帶

はるは頭弁してはる規換なりされ

はるは儒家を兼て三事まで兼帯し

はるは才器ありは頭と弁との

兼帯はなりとあるは故に辨より頭

となりて他官よりなり板本去辨と

ありは桃華本を以て改む去辨て頭は

そのまゝは我合ははるは頭二人

の内一人は近衛司一人弁方より補はる例

代可謂清撰歟昔東三條攝政為藏
人頭叙三位將帶中後任中納言猶為
藏人頭希代之例也

五位藏人三人

唐名仙郎
或夕拜郎

五位殿上人中名家譜第殊撰其器

用所補也補當職者次第昇進已為

恒規是故以補當職已為出身之初

云々常例先任八省輔治民兵次任勘

解由次官次任廷尉佐次補五位藏

人次任辨官是順路也補藏人之日

帶廷尉佐是第一勘解由次官是第

二省輔等是第三以之知朝辨之淺

深也自廷尉佐補藏人兼辨官此為

至極之朝辨所謂三事兼帯是也頗

選中之選也次補藏人頭猶帶辨是

又清選也若雖稟其家非其器者自

也然れハ升を去る事ナリ故ニ非器の
人ナレハ藏人ニ付テ升より他官ニ付テナリ
頭統本速水本等去升ニ作スルナリ
一本去頭とあるも誤也

次任參議故也の故字ハ上句を承テ頭升と
規模ニ付テハ參議ニ任付ルニ依テの故也の
義ニ看スル

稽古文選東都賦注云考其故事これ殿
上の故實ニ練習の事也

夫出身の出字板本於ニ作ス義を成スル今
古本類本ニ從フ上文出身之初と云
るハ合ハリ

禁色合式ニテハ紅紫拖落藤若赤等の類
といふ然レ其の制ニ施シテ後世禁色と
いふニ表裏ニ察觀等の文ありと許ス
る事ナリ但レこれハ公卿の事ニテ四位

五位ニ轉ク聽スルハ雖然藏人ニ於テハ
皆由テ其ノ事ナリ玉函叢說云禁物を
禁色といふ也今按ニ色字ハ品と前ハ
職官令義解ニ伴部之色也

おき色と同ニハ冠禮考ニ升ハ

日本聽禁色の自本の二字類本本自とあり

大臣の子孫ハ其の事也百濟抄ニ建保五年四月廿日右大臣息智首服即叙從五位上被下禁色言事ニ藤原記應永五年九月廿日左大臣源朝成ハ禁色是
但父禪門依准大臣以贈大臣孫所望申也
この外ハ多ク

重代諸大夫中云ハ公卿補任の所見清原夏

野朝野鹿取等六位ニテ藏人ニ補ス
これ弘仁元年ニ當所を置ル時ノ事也
その後ニは次第の昇進ニテハ公卿ハ鹿取

ハ頭ニ付テ中將ニ付テ終ニ公卿ニ列ス夏
野の如クハ右大臣ニテも登れることを以テ
これを思フニ當初の六位藏人ハ後世の比

ニハ其の位後世ニハ其の品侍品の者の
比ニハ其の位後世ニハ其の品侍品の者の
比ニハ其の位後世ニハ其の品侍品の者の

放埒下學集云人不從順法度如羣馬放
逸也
地下諸大夫云諸大夫ハ八服上人ニ對シテ

臣下主裁行下少交本

辨任他官也。是故頭辨為規模。次任
參議。有其闕者藏人頭。故也。又公達

為中少將侍從之輩。有稽古之人。望
補此職。是為表其才也。不練習舊章

不稟受口傳者。最可有斟酌也。至于
今非其才。補其職者。忽招耻辱。殆失

出身者也。頭及五位藏人。必聽著禁
色拜賀以前。被下宣言例也。但自本

聽禁色之人更不及宣下

六位藏人四人

重代諸大夫中。不放埒有器量之輩
補之。地下諸大夫。多以之為先途。雖

五位已後。以藏人五位為規模之故
也。藏人者。不依年齒老少。以當參次

第。定上下。至于極膺者。必預巡爵。若

稱之地下の也然又地下の二字發言
よし其よりふり上の重代諸大夫
この地下諸大夫も其は諸大夫家といふ家
柄のてふありてよも四位五位の諸大夫
さるの代も四位五位にて諸大夫の稱を
失はる地下の者のいも六位の時藏人
も補らる先途といふも諸大夫家の
は上奉大納言篇より先途といふはゆ
先のとなり然るも五位も四位もいひ
はれは六位藏人を先途とするこれいなる
なれとも四位五位よりいひはれ地下の四
位五位也六位藏人六位こそ事なりこれ
ハ殿上人也故先途といひ
以藏人五位云五位なりて地下にわたりて
は一度殿上人事と重なる故に藏人
よりいひはる五位を規模といひ
當次等とハ補任の先後也第一極薦第二
差次第三代藏人第四新藏人なり極薦
より極薦に預る六年の勢を終るは古例也
の終るは終るは終るは終るは終るは終るは

有奉公之志者除其籍更加末座也
六位藏人奉行禁中細々公事朝夕
御膳等事稱之日下薦也四人分日
令奉行故也六位職事又聽禁色至
極薦者著麴塵袍是申下御服之儀
也晴時雖下薦著之第二薦稱之差
次第四稱之新藏人也

は事候と見の巡前より後拾遺集に藏人にて冠玉なり日よの源經は
あれ天の羽衣ぬきててはりて雲の押る歌の意を以て知へり
若有奉公之志云巡前より受領に仕はるも奉公の字にたひはるれとも藏人の御座に咫尺の職なる由を殊にこれを奉公
はさるのなりこれハこの奉公ハ常侍近近といふなり如く除其籍云の籍ハ殿上日給簡なるこの簡の下段の頭記を極薦
の名を除き新藏人となりて尾の名を入る也これを進退といふは二の時五位よりいひはるを辨してはるも六位にては極薦
の席ハして六年の巡を経るゆゑは新藏人の席にわたりてはるも建曆御記侍中群要河海抄等に見ゆ下薦ハ殿上人の
下薦なるも也上卿は對て知る日字を加へての六日毎に二人入る事を行ふゆゑなり
又聽禁色の又字ハ上件と頭及五位藏人必聽禁色とあるに對てはるも麴塵ハ裝束雜事抄に青色中裏麴塵といふなり六位藏人
は著る時ハ三人もてはるも路次供奉度上まで奉内は堂上ハ二人なりてはるも院以下諸第ハ著るも子細なり侍中群
要に麴塵除節會并主上者御日之外掲馬所必著之
稱之差次の下は第三稱之代藏人の五字脱故と弁疑ふべり

非藏人のこと上件は為要籍職使六位中撰長
字子令後服上謂之非藏人に見えり
建曆御記に四人也間五人也六人有例不
可然事也とあり非字源ハ木本ハ非奉
議の四位といふ非字同く職事
よなるはていふはるも六位藏

非藏人 無負數

重代諸大夫中未補藏人之間先遂
昇殿此云非藏人又云非職之者不

人より非藏人より重代諸人よりかきまはる
 即非藏人より六位藏人より補するも同等の身
 の上なる也水左記兼徳四年八月の件
 二非藏人基綱補藏人より寛元御護
 立記より日來非藏人各可補藏人而藤親
 家源邦親菅長輝藤親定源親氏藤
 範長六人内長雄一人補了他人凡車厄弱
 之故也但親家後日叙爵了と見を著
 くより非藏人自家の高車より依り混
 用するといへり職事補するも至てハ
 重代とのに擢て凡人を合らざるかの
 如くならざる然るに近比の非藏人ハ此
 量より任職事一轉補の例が一
 名二物あり

内侍宣しハ勾當内侍勅を奉て直ニ頭
 二仰するなり勾當内侍ハ掌侍六人の
 内の第一の内侍のこと也但西宮記ニ藏
 人以下之吏所別當於御前定之下藏人
 仰出納云々或内侍宣ま建曆御記ニ
 延喜天曆御記頭奉勅向大臣亭仰之

又召御前仰之或又彼御時内侍宣也
 二依る本儀ハ別當宣也當所の別當ハ
 左大臣也西宮記ニ所別當於御前云々
 二御記ニ向大臣亭云々ある別當ハ
 左大臣にて大臣ハ即別當ふれハ二書とも
 二別當宣のしをわけるなり但二書
 とも内侍宣のしを見えぬこれら少
 る例とせざる職原の比ハ別當宣ハ絶
 たるゆゑニ所謂内侍宣也とのい
 たり

書加其職名の職字板本一一本類本等を
 以て補少職名を位置し書加ハ頭以下の
 二二二別當ハ書あはれにハハ藏人頭正
 四位下行右近衛權中將兼丹波守藤原
 朝臣某も藏人正五位上行左少弁兼
 左衛門權佐源某もかたり
 出納建曆御記ニ三人簾中抄ニ四人あり
 御記ニ是藏人方一切奉行者也夜陰外不
 衣冠云々白晝ハ白晝装束の例也同御記ニ又皇
 衛府志懸老懸如殿上判官云々不似先例者多
 白晝装束也普通衣冠猶希況者衛府表
 東近日事也とある文は夜陰の衣冠も白晝に
 似たりと白晝に似たりと云々外也

奉行公事不著禁色

已上宣下之職也但藏人者頭以下

非上卿奉勅之宣所謂内侍宣也管

領職事承仰召仰出納令告知其人

也藏人頭以下六位藏人以上書位

署之時書加其職名是古來之例也

出納

小舍人

以上皆有重代經歷事

雜色

良家子補之

所衆

六位侍可然之輩補之

瀧口

同上堪武勇之輩可補之云々

小舎人御記云六人近代及十二人欽廉中抄云御藏舍人六人に見由御物の出納を掌る出納也現云持運六小舎人小舎人々々張表衣
二(衣冠等)を著て出納云一

皆有重代経歴輩とハ出納小舎人共重代の者て経歴の道有なり出納ハ建曆御記云出納親王大臣ナト舉申ストあり云其家司と奉
一申云てなりまこと御記云學生明法生諸國目等補之と見えたり云後云なる(一)小舎人ハ御記云多補史生とあり云此出納
小舎人とも云常ニ披書殿ニ候一納殿と守なり御記殿上の件ニ族數坤角柱付蘇耆綱付鈴召小舎人之時藏人引之と見
云云御用あれハ鈴召て召る母常ニ服上を立たり候者ハあり云也

雜色建曆御記云ハ本負數八人と見多て出納小舎人の上ニ載り良家子補之の良家ハ名家ニ對する備なり同一諸大夫の内ニ
名家良家の別あるハいろと云ふ才学にて登庸せりるる名家といひハ省輔諸寮頭などふ任にて上卷ニ六位諸大夫とあり云
良家といふ諸大夫の家柄にていまと六位なるはしと六位諸大夫といふなり御記又代々皆轉藏人仍ハ御子孫又可然諸大
夫多補之近比モ少々相交但多良家子不可説とあり云依れハいふハ公卿の子孫或ハ名家の諸大夫とモ補せり云ん
今ハ多く良家の諸大夫なり一

所家御記云負數升人也又有官不可過一人も諸御裝束奉仕之時昇殿と見也

瀧口御記云負數升人无有官大畧同所家但白地不昇殿著布衣且暮候御下とあり武士はゆき末帯の例ハ曾てなり一可補之云々之
下類本云ハ瀧口升人此内一勞二勞三勞以上謂之上萬座敷以初奏定上下但堪上日上萬三人者問籍下仕十日四萬以下者五箇日
云々四萬号事行有官瀧口永仁始被置之以任日定座敷の七十四字あり并疑も舊本ニ所見のよりとて引り今按之この七十四字准
后の口氣あり古本ニ旁書とある然る(一)故ニ註中ニ存して本文ニ加(ハ)所衆ニハ有官一人あれと瀧口ニ无之故ニ官名を
終は占今若聞集ニ小川瀧口定繼と見ゆる類して知(一)まれば有官を也か(一)故ニ御記云有官或内舎人將曹志進等種
之(一)瀧口の名義ハ御記の階梯ニ按守多御宇撰能射者令候御所邊其所御溝水所落聚也仍号瀧口候其
所武と稱瀧口後代為名

諸國とハ國のこととハ非ハ國司の事をいふ
ちり諸國ハ下ニ載る五畿七道の
諸國也

諸國

神武ハ人皇第一の帝也昔不合尊の御
子て神日本磐余彦尊の御事也
即位の初ハ即位より以前の最初の時
と云ふ即位の初年をいふあり
繼神代之蹤とハ瓊々杵尊火々出見尊曹
不合尊の三代筑紫まきとたりと云ふ
猶神代の内也故云かく(一)宮崎宮古
書ニ所見なり神代紀ニ到於吾田長尾
笠狹之磯とあり即これなり(一)古事記
傳薩摩人云本國の阿多郡ニ加世田之
御崎と云地ありこれ笠狹之御崎也其
地ニ接て宮崎といふ處あり(一)もこれハ
古書ニ證はれりれも舊くより宮崎とい
いひつゝ(一)と云ふハ引て(一)なり
草昧大全云草謂草无倫序昧謂冥昧不明
權原宮ハ神武紀云己未年三月下今日親夫

神武天皇即位之初繼神代之蹤都
日向國宮崎宮此時天下草昧封域
未定東征之後初平中州定都於大
和國橿原宮爾來闢四門朝八方歷
代因准漸開諸道崇神天皇十年遣
使於四方所向皆以臣伏同年十月
更命四道將軍進發成務天皇四年

畝傍山東南糧原地者蓋國之壤區
 平可治之是月命有司經始帝宅
 見えり糧原ハ大和高市郡なり
 今その地名遺るれども紀東南と
 わりこれ依て推知へりわけて已未
 年ニ帝都の經營を始むひて同
 紀ニ辛酉年春正月庚辰朔天皇
 即帝位於糧原宮とあれば庚申年
 ニ經營なり今年即位へり
 一
 漸開諸道これ下文の遣使於四方云々及
 分國境の文をわけて看へり遣使四方ハ
 崇神紀十年九月ニ以大彥命遣北陸武
 津川別遣東海吉備津彥遣西道丹波
 道主命遣丹波若有不愛教者乃舉兵
 伐之云々四道將軍ハ即上文の大彥津川
 吉備道主の四臣にて別人なり同紀冬
 十月ニ四道將軍等急發之とあるこ
 れなり但そニ道と云ハ後ニ五畿七道
 と云道ニハあては國といふなりその

始定國造同六年始分國境國造乃
 國司名後改云守也凡國司之撰和
 漢重之此云烹鮮之職又云分憂之
 官漢宣帝稱曰與我共治者唯良二
 千石乎云々誠是當一方之重寄察
 百姓之寒苦非庸才之所可企望故
 昔時固設格制以勘治否合格者蒙
 賞違格者被黜是所以擇良吏也

例といふ古事記ニ東方十二道とある十二國のなり孝德紀ニ以良家大夫使治東方八道既而國司之任六人奉法二人違令とあり國
 司八人のをいへりて八道ハ八國なりとも明らかけり然るに孝德以前の紀ニ後世の如く七道とある處もなりけりゆゑに
 れともし後を以て記されりりて誠ハ太古ハ八國を道といふ外七道といふ稱なりけり古事記傳ニ見えりりされり
 内七道の名目起らね諸道ハ諸國の事なりて解へり畿内七道と定られり一つの事なりけりなりけり文武紀大室元年六月ニ
 遣使七道と見えり畿内七道の七道なり天智より以後ニつたり玉へりなりけり○成務天皇四年云々六年云々とあり成務
 紀ニ依て考へ共ニ五年の件ニとある文ハ五年秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置隔山河而分國縣隨阡陌以定
 邑里これ也但推后ハ既ニ同紀四年件ニ自今以後國郡立長縣邑置首即取當國之幹了者任其國郡之首長とあり
 を以て國造の定まれり四年と一みひまニ五年の件ニ分國縣定邑里とありを皇年代畧紀等ニ六年とあることにて六
 年と一みひまなれり證拠なき事ハありけり
 國造乃國司名の國造ハクニニヤツコと訓む國の御臣なり今ハ奴字のニとヤツコと訓て賤者の稱とされり古君ニ對て臣と云つこ
 とのゆゑ君ニ對ては賤号なりけりを添へり民を御民といふ類にてニ上ニ屬く言たり伴造ハ内官國造
 ハ外官也そのよりけり上卷の別記ニ一乃國司名也とハ古國造といひ一乃後ニ國司といふこと同一のなりといへり
 但後の國司ハ孝德御代の制ニ始りて京より下る遣任なり古の國造ハ成務紀の如くその國の者と任きりて世官也
 東鮮ハ老子ニ治大國若烹小鮮とあり分憂ハ孟子ニ憂民之憂者民亦憂其憂
 漢宣帝稱曰云々漢書循吏傳ニ宣帝常稱曰庶民所以安其田里而亡歎息愁恨之心者政平訟理也與我共此者其唯良二千石乎
 の語を引るなり史畧の註ニ太守祿二千石見漢書百官公卿表題下ニ師古曰漢制三公号方石其俸月各三百五十斛穀其祿中二
 石者月各百斛二千石者百斛比二千石者百斛千石者九十石比千石者八十斛とありこれ依り三公一年の俸四千二百斛なり中二千
 石ハ二千六百六十斛なり二千石ハ千四百四十斛なり比二千石ハ千二百斛なり千石ハ千八十石なり比千石ハ九百六十斛なり加之その量ハ本朝の
 制よりハ小なりハ薄俸也といへり
 昔時固設格制の昔時ハ大室以來王政の行はしめり格制ハ六律令格云々四つに分れる格の意ありけり法制といふこと心得へり

考謀令ニ強濟諸事蕭清所部為國司之最も同令ニ凡國郡司無首有方戶口増益者云々見を選叙令ニ結階の法の建

大上中下の四等ニ國を別する事令条

見えれども國名をなれはつれを大

上中下と指へるなり民部式ニ至

て國名を舉たり此抄彼式よりなるもの

也但今より考ふる地の厚薄を以て

定めて境の廣狹を以て定むる字吏

の多少を以て定むる民口の多寡を以て

定むる決次めり楊氏漢語ニ律云行

程百五十里四圍為大國同百里四圍為上

國八十里四圍為中國五十里四圍為下國

此ハ廣狹よりなる也

大國

